

学校法人 秀明学園  
役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人秀明学園における理事並びに評議員、監事（以下「役員等」という。）の報酬ならび退職金に関する事項を定めるものとする。

(報酬の総額)

第 2 条 役員等報酬の総額は、人件費総額の 2 割以内を原則とする。

(報酬)

第 3 条 役員等の報酬は次のとおりとする。

常勤役員 学内理事、評議員は支給しない。  
非常勤役員 年間上限 5 万円

(報酬の上限)

第 4 条 前条で定める役員等の報酬総額（年額）の上限は、次のとおりとする。

理事長 17,000,000 円  
理事・監事 10,000,000 円を上限とし、査定する。

(退職金)

第 5 条 役員等の退職金は原則支給しない。

(準用)

第 6 条 その他については、学校法人秀明学園給与規程及び旅費規程を準用する。

ただし、旅費規程にあっては、適用区分は上級職とし、適用金額はその 20% 増として計算する。また、鉄道運賃はグリーン車、航空賃はビジネスクラスの利用を認めるものとする。

附 則

1. この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 元 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
10. この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
11. この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。